○公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例

昭和２９年６月３０日
条　例　第　３　５　号

臨時県議会の議決を経て公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例を次のように定める。

公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、警察法（昭和２９年法律第１６２号）第４２条の規定に基き、公安委員会の委員の服務の宣誓について必要な事項を定めることを目的とする。

（宣誓書）

第２条　新たに委員となつた者は、別記様式による宣誓書を知事に提出してからでなければその職務を行つてはならない。

附　則

この条例は、昭和２９年７月１日から施行する。

附　則（令和３年３月１６日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式

宣　誓　書

私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護するとともに、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持すべき山口県公安委員会の委員としての責務を深く自覚し、警察の職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、不偏不党かつ公平中正に職務を遂行することを固く誓います。

年　月　日

氏　　名